

1. 総括

世界 4 番目の人口を擁するインドネシアでは中間所得層が牽引する消費活動が近年の経済発展に大きく貢献している。中でもスマートフォンの普及により EC をはじめ旅行手配や配車、電子決済や投資までアプリを介した様々なサービスが誕生しており、銀行口座を有さない地方でも急速に利用が広がっている。かかる状況を踏まえ、インドネシア政府は将来性も見越してデジタル振興には前向きなスタンスである。具体的には、国家情報通信網の敷設・強化などインフラ整備を進めると同時に、2018 年に打ち出した“Making Indonesia 4.0”政策を基にデジタル技術を活用した新規分野のビジネス支援にも積極的である。また、“Next I Corn”指針では代表的なユニコーン Gojek や Traveloka に続く次世代企業の育成にも余念がない。また、キャッシュレス決済の振興にも積極的であり、2020 年 1 月からインドネシア中央銀行による「QRコード・インドネシア・スタンダード（QRIS）」の運用が開始された。これは消費者の利便性向上と中小零細企業のキャッシュレス化推進も目的としており、報道によれば、2020 年 8 月末時点で 450 万社の中小企業に導入された¹。

このように、インドネシア国内市場の潜在性に期待し、欧米をはじめ外国企業による事業展開が年々増えてきている。2019 年の改正令 71 号により、従前保護主義的なイメージの要因となっていた国内保管（ローカライゼーション）義務は、公的機関のみを対象とする規制緩和が実現したのも背景にありそう。他方、個別の業種ではインドネシア金融庁（OJK）規則 1 号（2013 年）により金融機関が有する特定のデータについては国内管理が義務付けられている。通信環境の改善により、インドネシア国内におけるデータセンターやクラウドサービスプロバイダが増えていることも重なり、企業による事業展開上の影響は軽微のようだ。

インドネシア人は元来、個人情報共有・公開に関しては寛容性が高いとされる。人的ネットワーク構築や日常活動の利便性など情報公開によるメリットを享受できる機会に比べ、情報流出リスクは軽視される傾向にあるようだ。一方で、近年スマホや電子決済の普及により、企業や個人情報漏えいに伴う弊害やリスクが深刻化してきており、産業界や個人間で企業・個人の情報保護の必要性が益々高まっている。現状、個人情報保護に関する法規制は業種ごとや対象別に部分的に規定されるものを含め 32 もの法規制が存在する。分かりにくさに加え、罰則規定は限定的、さらに規制当局による取締りも厳しくないため、個人情報保護の法制枠組みは脆弱という指摘が多い。このような中、包括的な個人情報について規定する個人情報保護法案が審議中である。法案は GDPR をベースとした厳格な規制となっており、このまま成立すれば地場企業を含め対応に相当の時間とコストを要すると思われる。ただし目下 COVID-19 の流行により、他の法案と同様個人情報保護法案の審議も遅れており、成立時期は不透明である。



¹ <https://en.antaraneews.com/news/155726/around-45-million-msme-traders-using-qr-is-bi>

インドネシア国内の業界団体では加盟企業・団体数が最も多く歴史ある KADIN が政府と民間セクターの橋渡し役として様々な活動を行う。業界を超えたデジタル化の取り組みやデジタル産業に関する知識啓蒙やイベントを頻繁に開催しているほか、各種企業を代表する社長等で構成される傘下の委員会でもデジタル分野振興におけるビジネス上の課題や規制等に関する議論が活発に行われているようである。

2. デジタル法制の状況

(1) 国の概況

- 人口世界第4位でASEANの3分の1を擁す大国である。生産年齢人口も2020年代にピークに達する見込みであり、継続的に豊富な労働力が市場に供給される。
- 経済成長に伴い増加した中間所得層の購買が引き続き旺盛であるものの、2019年は米中貿易摩擦の影響による要因もあり輸出が伸び悩み、経済成長率は5.0%に留まった。
- 2019年4月に大統領選が行われ、ジョコ・ウィド大統領が再選された。10月に組閣された第2期ジョコウィ政権は、(1)インフラ開発、(2)科学技術分野の人材開発、(3)投資促進、(4)官僚機構の改革、(5)資源依存体質からの脱却を優先課題として掲げる。Gojekの創業者であるナデーム・マカリム氏ら起業家を閣僚に起用し、人材育成やデジタルエコノミー加速を目指すとともに、大統領選で争ったプラボウォ氏率いるグリンドラ党と与党に引き入れることで、宗教の垣根を超えた融和と政治面での安定を図ろうとしている。

面積	約 189 万平方キロメートル	
人口	約 2.55 億人 (2015 年, インドネシア政府統計)	
首都	ジャカルタ	
政体	大統領制, 共和制	
名目 GDP	1.1 兆米ドル	
実質 GDP 成長率	5.0%	
一人当たり GDP	4,163 米ドル	
進出日系企業数	1,574 社 (2019 年 4 月時点) 拠点数合計は 1,994 拠点 ※在留邦人数は 19,612 人	

(注) 特記がない限り 2019 年統計

(出所) IMF、世銀、日本国外務省、JETRO、当該国政府機関ほか各種資料

(2) デジタル法制の状況

- 2017 年以降、決済ゲートウェイや EC ロードマップなどの計画が策定され、政府はデジタル経済の促進に意欲的である。
- 従前より通信網、物流、電力等のインフラ整備は政府の最優先課題の一つであり、全国に光ファイバー通信網を整備するパラパリングプロジェクトが 2019 年に完成し、通信格差が激しかった地方部の改善に寄与すると期待されている。

【国家戦略・計画】

名称（制定年）	主な内容
中期国家開発計画 2020-2024 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none">• 2025 年までの長期開発計画の第 4 期 5 か年中期計画。• 連結性（Connectivity）、人材育成等の優先テーマとともに、全てに共通する目標として技術革新が掲げられている。
パラパリングプロジェクト (2006~2019 年)	<ul style="list-style-type: none">• 全国通信網整備計画（海底ケーブル：13,000km、陸上ケーブル：22,000km）。インドネシア全土に光ファイバー網を敷設。• 西部、中部、東部の 3 地域に分けて、それぞれ別のコンソーシアムが開発を担当。遅れていた東部についても 2019 年 10 月に完成。
インドネシアブロードバンド 計画 2014-2019 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none">• IT インフラとセキュリティ「ICT インフラの利活用」「資金調達」「規制・制度」の 4 分野の強化を通じて、①経済成長と競争力強化、②国民の質的能力の強化、③国家主権の保護の向上を目指す。
EC ロードマップ (2017 年)	<ul style="list-style-type: none">• 大統領令 74 号（2017）により制定された 3 年 EC 促進ロードマップ。資金調達、税制、消費者保護、教育と人材、コミュニケーションインフラ等 8 分野のプログラムを整備。少額融資の拡大や手続きの簡略化によって起業を促進し、国家決済ゲートウェイの整備によりキャッシュレス社会の実現を目指す。
国家決済ゲートウェイ (2017 年)	<ul style="list-style-type: none">• 決済システムの相互運用性と相互接続性の強化を目的としている。• 同ゲートウェイにより、ATM /デビットカード、電子マネー、クレジットカードなど、さまざまな手段を通じた非現金取引が同ゲートウェイを通じて処理される。また QR コードの統一化も進められている。

【デジタル法制】

- 2012 年制定の電子システム及び電子取引の運用に関する政府規則（政府規則 82 号）では、サーバーを含む施設の国内設置要求、ソースコード開示請求が含まれており、データ管理に関しては厳格な規制が敷かれるなど保護主義的な傾向が見られたが、2019 年の改正令（政府規則 71 号）では、対象が公共機関に限定されたことにより規制緩和は進んだ。ただし、金融セクターについては引き続き、厳しいデータ保管義務が敷かれている。
- 包括的な個人情報保護の枠組みとして、データ保護法案が現在国会で審議中である。現状、個人情報保護については、電子取引での個人情報の取り扱いを規定する電子データ保護規制（2016 年）以外に、金融、通信を含む個別分野について 32 の法規則で定められている。

名称（制定年）	主な内容
電子情報及び取引法 （2008 年） （2016 年改正）	<ul style="list-style-type: none"> • IT や電子取引の原則的理念を示し、電子署名、電子契約に法的拘束力を認める。 • 個人情報の電子的手段を通じた使用について、個人情報保有者本人の同意が必要。 • 電子システムプロバイダ（Electronic System Provider :ESP）に求められる最低限の規制等を示した。 • 2016 年 11 月に改正法が施行され、ESP の定義の確立、「忘れられる権利」の行使に関する条文の新設、政府が不適切なコンテンツに対するアクセスを禁止できる権利の明示等、政府権限の明確化等が盛り込まれた。
電子システム及び電子取引の運用に関する政府規則（政府規則 82 号） （2012 年）	<ul style="list-style-type: none"> • 電子情報及び取引法の詳細を規定。 • 公共サービス電子システム事業者に対し、個人情報保護、データセンターや事業継続のための災害復旧センターのインドネシア国内への設置義務、ソフトウェア開発時のソースコードを政府機関または信頼できる第 3 者機関に提供する等の義務を、関連する事業者に対して課している。公共サービス電子システム事業者の定義が規定されていない。
電子取引における個人データ保護に関する規制 （通信情報省規制 20 号）	<ul style="list-style-type: none"> • 電子情報及び取引法の施行規則として 2016 年 12 月に施行された、個人情報保護に関する規則。

(2016年)	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報 (Personal Data) の取得、加工・分析、保存、公開、消去の各取扱いに対して取扱者の義務やデータ所有者の権利が規定される。 • データ保存の際の暗号化、域外へのデータ移転の際は通信情報省への届け出が求められている。
投資禁止および条件付開放業種リストに関する規則 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> • 外国投資ネガティブリスト。2016年の改正により、投資額が1,000億ルピア未満の電子商取引が外資に開放され、出資上限49%と定められた。
電子システム及び電子取引の実施に関する政府規則 (改正令71号) (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> • 政府規制82号の改正令の位置づけ。 • 公的/私的電子システムオペレータと定義され公的電子システムオペレータへは引き続きデータの国内保存義務が課されることとなった。公的電子システムオペレータは国家機関及び国家機関により指定される電子システムの運営者である。私的電子システムオペレータ (個人、民間企業) は海外にデータを保存することが可能となった。ただし、業法により個別に規定される業種は除く (例: 金融)。
データ保護法案 ² (審議中)	<ul style="list-style-type: none"> • 包括的な個人情報保護の法律となる見通し。汚職撲滅委員会を巡る抗議活動を受け、2019年秋に廃案となり、2020年に再度国会に提出され、現在審議中。 • 法案はGDPRをベースに策定されている。個人情報の種類 (一般/特定) や所有権、消費者の権利、データの保護、売買の禁止、罰則などを規定。 • 海外へのデータ移転については、データ主体からの明確な同意があること、インドネシアと同等またはそれ以上の保護基準があること等の厳しい要件が含まれている。

² データ保護法案

<https://web.kominfo.go.id/sites/default/files/users/4752/Rancangan%20UU%20PDP%20Final%20%28Setneg%20061219%29.pdf>

3. デジタル化の状況

(1) インターネットの利用度

- インターネット普及率は 65.5% であり、スマートフォン等を介したネット利用は今後もさらに伸びる見込み。
- インターネット人口 1 人あたりの EC 金額が 76 ドル/年と日本の 14 分の 1 程度に留まるが、今後飛躍的に伸びる予測あり。
- インターネット人口に対する Facebook ユーザー数はタイなど他の東南アジア諸国と同じく多いのが特徴。

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	日本
① 総人口 (2019年10月)	2.67億人	3,280万人	1.08億人	567万人	6,790万人	9,550万人	1.26億人
② 一人当たりGDP (2019年10月)	4,164米ドル	11,137米ドル	3,294米ドル	63,987米ドル	7,792米ドル	2,740米ドル	40,847米ドル
③ インターネット人口 (2018年12月)	1.75億人*	2,600万人*	7,900万人*	517万人	5,700万人	6,800万人	1.18億人
④ インターネット普及率	65.5%	79.3%	73.1%	91.2%	83.9%	71.2%	93.6%
⑤ EC小売市場規模 (2019年)	約133億ドル	約50億ドル	約10億ドル	19億ドル	約50億ドル	約29億ドル	約1,234億ドル
⑥ インターネット人口1人 あたりのEC金額	76ドル/年	192ドル/年	13ドル/年	367ドル/年	88ドル/年	43ドル/年	1,045ドル/年
⑦ 一人当たりGDPに占 めるEC金額の割合	1.8%	1.7%	0.4%	0.6%	1.1%	1.5%	2.6%
⑧ Facebookユーザー数 (2018年12月)	1.37億人*	2,200万人	6,200万人	430万人*	4600万人	5,000万人	7,100万人

(*) Internet World Stats 各国統計年月は以下の通り:

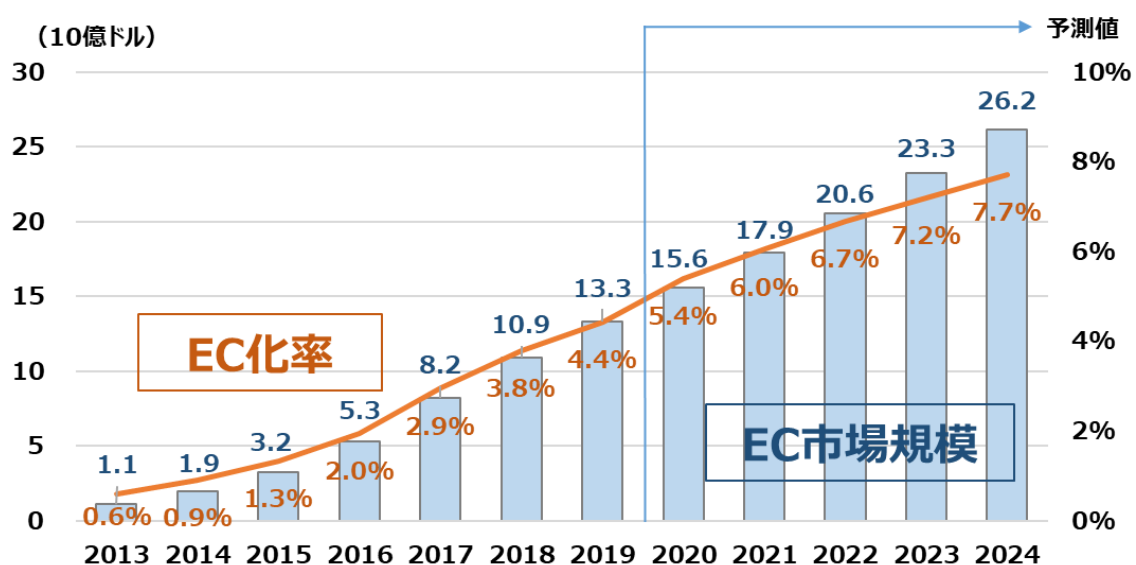
インドネシア (インターネット人口 2019 年 12 月、Facebook ユーザー数 2020 年 1 月)、シンガポール (Facebook ユーザー数 2019 年 6 月)、マレーシア (インターネット人口 2019 年 6 月)、フィリピン (インターネット人口 2019 年 6 月)

(出所) IMF、Internet World Stats、eMarketer

(2) EC 市場規模

- インドネシアの EC 市場は順調に拡大するとの推測。2024 年には 262 億米ドルと、2018 年の約 2.5 倍にまで拡大する見通し。

- 2018年のEC化率（物販全体の市場規模に占めるEC市場規模の比率）は4.4%と、周辺国と比べても高い水準であり、2024年には7.7%とシンガポールを上回る勢いで成長する見込み。
- インドネシアの主要ECマーケットプレイスとしてはシンガポールのShopeeと地場のTokopedia、Lazadaが挙げられる。



(出所) eMarketer

(3) デジタル産業

- スマートフォンの普及により、電子商取引のみならず配車、健康管理、電子決済、投資などアプリを介したデジタルサービスが相次いで誕生し、購買力旺盛な中流所得層の消費活動を刺激し、懸案だった地方部・離島住民の金融包摂が改善。
- インドネシアは5社のユニコーンを有しており、これは東南アジアで最多である。インドネシア政府も次なるユニコーン(NextICorn: Next Indonesian Unicorn) 創出を目指して支援を行うなど、スタートアップによるデジタルサービスを振興している。「1000 Start up program」では2020年までに1,000社の優れたスタートアップを創出し、総額100億ドルの価値の創出を目指す(情報通信省)。

	企業名	概要	出資
ユニコーン	Gojek (配車)	2010年設立。時価総額100億ドル。バイクタクシーのオンライン予約・配送サービスからスタートし、車両手配、料理や荷物の宅配サービス、決済など20種以上のオンラインサービスを提供。周辺国タイ、シンガポール、ベトナムへ展開。	アルファベット、JDドットコム、テンセント、三菱商事、ビザ、テマセク・ホールディングス
	Tokopedia (EC)	2009年設立。オンラインマーケットプレイス。月間約9,000万人のユーザーのアクティブユーザーを有する。C2Cプラットフォームも提供している。	アリババ集団、ソフトバンクG
	Traveloka (EC)	オンライン旅行サイト。2012年設立。マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナムで展開。	エクスペディア
	OVO (フィンテック)	電子決済、クレジットスコアP2Pレンディング、保険等様々なオンライン金融サービスを提供	グラブ、トコペディア
	Bukalapak (EC)	オンラインマーケットプレイスを中心に10以上に事業を展開。地方部、零細小売向けに金融サービスも提供。	500 Startups、Emtek Group
NextlCorn	Investree (クラウドファンディング)	P2Pのオンラインクラウドファンディングサービスを提供。	エンデバー、三菱イノベーションパートナーズ
	Warung Pintar (スマートキオスク)	2017年設立。零細小売業者のデジタル化を進める。	LINE、OVO

(出所) CB Insights <https://www.cbinsights.com/research-unicorn-companies> (最終閲覧日 :

2020年9月16日)

4. 産業・企業への影響

【データローカライゼーションへの企業の反応・対応】

2012年の政府規則 82 号により、データセンターの国内設置義務が課されてきたが、2019年10月には規制緩和となる改正令 71 号が発令された。このような中、政府機関、業界団体、企業（日系含む）からは下記のような意見が聞かれた。

<肯定的意見>

- ・ 金融等の一部の業種を除き、民間企業に対しては国外にデータを保存することが可能となったため、規制緩和は歓迎である。特に新規で進出する企業にとっては恩恵が大きいだろう。ただし、すでに政府規則 82 号を受け、既進出企業の多くはクラウド等を利用し、国内にデータを保存する体制を進めているため、規制緩和されても、改めて国外にデータを移す企業は限定的だろう。（日系企業、業界団体）
- ・ インドネシアにはデータ・情報分析の専門家が少ないため、サーバーを国外（例：シンガポール）に置きたい企業には望ましいだろう。（日系企業）
- ・ インドネシアの通信環境は著しく改善してきている。さらに、インドネシアは市場規模が大きく、島国であるため、自国内にデータセンターを設置するメリットは大きい。（政府機関、日系企業）

<否定的意見>

- ・ 金融事業者への OJK 規制は継続する見込みであり、引き続き国内にデータ保管を行う必要がある。（日系企業）
- ・ 国内のクラウドサービスは国際競争力が低く、海外で保管が許可されれば、多くの企業がデータを海外に移転してしまう可能性があり、インドネシア国内のデータセンター事業、クラウドサービス事業は打撃を受けかねない。（地場企業）

【データ保護法案への企業の反応】

個人情報保護に関する法規制は 32 にも上り、分かりにくさに加え、罰則規定は限定的、さらに規制当局による取締りも厳しくないため、個人情報保護の法制枠組みは脆弱である。デジタルエコノミーの進展も受け、包括的な個人情報保護の必要性が認識されたことから、政府内では 2012 年ごろから議論が進められてきた。GDPR をベースとしたデータ保護法案が現在国会で審議されている。政府機関、業界団体、企業（日系含む）からは下記のような意見が聞かれた。

<肯定的意見>

- ・ 既存法規制では、データ流通の権利と責任が曖昧である。データ流通で問題が発生した時にデータプロセッサの責任を問う規制が存在しない。欧州ではコントローラとプロセッサの責任が明確に定義

されている。(業界団体)

- ・ 地場企業の中でも、欧米と取引がある企業を中心に GDPR に伴う訴訟リスク等を警戒して個人情報保護への対応を行う企業が増えている。日系企業は本社に倣って導入しているため、影響は限定的と考える。(日系企業)

<否定的意見>

- ・ 日系企業のマネジメント層は個人情報保護の意識はあるが、そのために予算を組んで手当するまでに至っていない印象だ。特に製造業などは扱う個人情報が少ないため、厳しい規制になると対応コストの負担が大きくなる。(日系企業)

以上

(2020年8月時点)